

# 経営状況分析業務委託契約約款

平成 23 年 6 月 1 日

## (契約の目的)

第 1 条 経営状況分析業務委託申請者（以下、甲という。）と登録経営状況分析機関である株式会社ネットコア（以下、乙という）は、建設業法第 27 条の 23 第 2 項第 1 号に定める経営状況分析の業務について、この約款に定められた内容により委託契約を締結する。

なお、取得した個人情報の利用目的及び取扱いについては、弊社ホームページにてご確認ください。  
<https://www.netcore.co.jp/guide/privacy.html>

## (契約の成立)

第 2 条 甲は、乙に対し、乙の定める経営状況分析申請書、及び添付書類（以下、申請書等という）を提出して本契約の申込を行い、申請書等が乙に到着した日をもって契約が成立したものとみなす。

## (契約の内容)

第 3 条 乙は、申請書等を受領した場合、申請書等を審査し、申請書等の内容に疑義がある場合で、その疑義が甲の誤記入であると認められるような単純なときは、甲の同意の下に必要な修正を行うこととし、疑義の内容が重大で申請書等の内容が真正なものでない疑いのある場合は、調査に必要な資料等の提出又は報告を求められることができる。

2. 甲は、前項に規定する乙からの資料等の提出及び報告に対する要請に協力しなければならない。
3. 乙は、甲が前項の資料等の提出や報告を拒否した場合、及び資料等の提出を求めてから 2 週間経過してもなお要請した資料等の提出がなされなかった場合は、本契約を解除することができる。
4. 乙は、申請書等を審査した結果、受理できない事由がある場合は、受領日から起算して 7 営業日以内に受理できない旨を通知し、受領した申請書等を返還する。
5. 乙は、申請書等を受領した日から原則として、10 営業日以内に甲に対し経営状況分析結果を通知する。但し、疑義調査のための資料等の提出を求めた場合、要請した日からその資料等を受領するまでの日数は 10 営業日までの日数に加えない。
6. 甲は、申請書等の提出に先立って、経営状況分析手数料（以下、分析手数料という。）を所定の方法で支払う。なお、分析手数料は次のとおりとする。
  - ①直前期の売上高が 100 億円未満の申請者の場合、13,000 円（税込）。
  - ②直前期の売上高が 100 億円を越える申請者、及び連結財務諸表の作成が義務付けられている申請者の場合、39,000 円（税込）。
  - ③再申請に掛かる分析手数料は無料とする。

なお、再申請とは、乙が行った甲の同一事業年度 2 回目の経営状況分析申請をいう。

## (分析手数料の返還)

第 4 条 乙は、一旦受領した分析手数料は返還しない。但し、第 3 条第 4 項により申請を受理しなかった場合はこの限りではない。

## (秘密の保持)

第 5 条 乙は、本業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

但し、登録経営状況分析機関としての法令に基づく報告、資料の提出についてはこの限りではない。

## (保管)

第 6 条 乙は、甲から提出された申請書等については、善良なる管理者の注意義務をもって管理する。

## (損害賠償)

第 7 条 乙は、本業務を善良なる管理者の注意義務を遵守し遂行している限り、本業務に関し甲に何らかの損害が発生したといえども一切の責任は負わない。

2. 乙が、善良なる管理者の注意義務を怠り、本業務に関し甲に損害が発生した場合で、乙が損害賠償の責を負うことになった場合は、分析手数料を限度として支払う。

## (協議解決)

第 8 条 本契約に定めのない事項が生じたとき、及びこの契約条項の解釈に疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し解決する。 以上

郵便振替払込受付証明書

貼 付 欄